

継続図書申請申合せ

平成27年 6月16日

図 書 委 員 会

(趣旨)

- 1 国立民族学博物館文献図書資料購入及び寄贈受入れ規則第4条第2項の規定に基づき、継続資料の申請について定めるものとする。

(定義)

- 2 継続資料とは、大学共同利用機関として文化人類学及び民族学の研究・教育の発展に資することを目的として、体系的に収集することが望ましい、継続的に刊行される図書資料群をいう。

(申請手続き)

- 3 継続図書資料の申請については、次の各号に掲げる手順によるものとする。
 - (1) 申請する国立民族学博物館職員（以下「申請者」という。）は、「図書整理カード」に申請理由書を添付するものとする。
 - (2) 申請理由書には、大学共同利用機関としての役割に沿った理由を記述するものとし、また申請図書資料の全国的な需要を盛り込むものとする。

(その他)

- 4 継続資料については、図書部会において毎年見直しを図ることとする。

附 則

この申合せは、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年10月23日から施行する。